那須烏山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）の規定に基づき、市の農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（推薦及び募集の方法）

第２条　法第19条第１項の規定に基づき、推進委員として選出する方法は、次のとおりとする。

⑴　市内の地区における推薦

⑵　農業者が組織する団体等の推薦

⑶　一般募集

２　前項の推薦及び募集の方法により選任する推進委員の担当区域及び当該区域に係る定数は、別表に掲げるとおりとする。

（推薦及び募集の資格）

第３条　推進委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　法第８条第４項各号のいずれにも該当しない者

⑵　市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第２項に規定する一般職の職員に限る。）でない者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（推薦の手続）

第４条　第２条第１号の規定による推薦は、推薦者３名が連名し、その代表者が那須烏山市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届（個人）（別記様式第１号）を農業委員会に提出するものとする。

２　第２条第２号の規定による推薦は、団体等の代表者が那須烏山市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届（団体等）（別記様式第２号）を農業委員会に提出するものとする。

（募集の手続）

第５条　第２条第３号の規定による募集に当たっては、次に掲げる方法により農業者その他の関係者への周知に努めるものとする。

⑴　市ホームページへの掲載

⑵　市広報紙への掲載

⑶　前２号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める方法

２　推進委員の募集に応募しようとする者は、那須烏山市農業委員会農地利用最適化推進委員応募届（別記様式第３号）を農業委員会に提出しなければならない。

（推薦及び募集の期間並びに公表）

第６条　推薦及び募集の期間は、おおむね１か月とする。

２　市長は、前項の期間の中間及び終了後に省令第12条に規定する事項について、遅滞なく、市のホームページにおいて公表するものとする。

（推進委員の委嘱）

第７条　農業委員会は、総会で審議を行い、推進委員を決定し委嘱するものとする。

２　前項の委嘱は、委嘱状を交付して行う。

（推進委員の補充）

第８条　農業委員会は、推進委員が解職、失職及び辞任等により欠員が生じたときは、この規則に定める手続きによりその補充に努めるものとする。

２　推進委員の欠員が定数の３分の１を超えたときは、この規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

地　区　名		担当する区域の名称等	定数
烏山地区	烏　山	中央、金井、南、初音、旭、城東、城山、愛宕台及び表	１人
	向　田	神長及び滝	１人
		野上	１人
		向田及び落合	１人
	境	小木須、横枕及び大木須	１人
		宮原、上境及び大沢	１人
		下境及び小原沢	１人
	七　合	興野	１人
		滝田	１人
		中山（八ケ平地区を除く。）	１人
		谷浅見及び中山（八ケ平地区に限る。）	１人
		大桶及び白久	１人
南那須地区	荒　川	田野倉、岩子、小倉、宇井、大金、東原及び小河原	１人
		高瀬及び大里	１人
		小塙及び森田	１人
		曲田及び曲畑	１人
		八ケ代及び福岡	１人
		鴻野山	１人
		小白井及び三箇（西野地区に限る。）	１人
	下江川	熊田及び月次	１人
		南大和久及び藤田	１人
		三箇（西野地区を除く。）	１人
		上川井及び下川井	１人
		志鳥	２人
合　　計			25人